

【アメリカ】内国歳入庁計算及び納税者支援法の制定

2025年11月25日、内国歳入庁計算及び納税者支援法（以下「支援法」）が制定された（同日施行。P.L. 119-39）。内国歳入庁（IRS）は、納税者に対し、年間数百万通の計算誤り通知（連邦税申告書の食い違いや事務上の問題を提示し、追加納税額を簡易査定する。以下「通知」）を発出している。通知には、1986年内国歳入法典第6213条（26 USC 6213）b項第1号に基づき、（IRSにより）提示される誤り及びその説明を含めることを要するが、多くの通知には、一般的で曖昧な記述しかなく、納税者は、実際の問題点を推測せざるを得ないとされる。加えて、通知された査定に対する減額の請求は、通知の送付後、60日以内に限られており（同項第2号）、この周知が不足しているとされる。こうした課題に関しては、全米納税者権利擁護官（納税者を個別に支援し、及びIRSや税務行政への勧告を行うIRS内の独立組織の長）により、長年、立法勧告がなされており、同項を改正する支援法に反映された。支援法は、全2か条から成る。

支援法では、通知について主に次の事項が義務化された。①誤りの種類、誤りが関連する条文、誤りの性質、誤りがあった申告書の具体的な行番号を説明し、誤りを訂正する明細計算に加え、副次的に派生する誤りを訂正する明細計算も出すこと、②査定に対して減額を請求できる期日を、所定の字体等で通知に明示すること、③通知を納税者の最新の住所に送付すること（同法第2条a項）等。そのほか、財務長官等に対して、施行後、（a）180日以内に、書面、電子的方法、電話又は対面で査定の減額を請求する手続を規定すること（同条d項）、（b）18か月以内に、一定量の通知を（受領確認の電子署名付きの）配達証明郵便又は書留郵便で送付する試行を実施すること（同条e項）等が義務付けられた。

海外立法情報調査室・河合 美穂

・<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/998/text>

【アメリカ】市民権テストのうち公民試験の更新

アメリカ国籍取得のための申請書を提出した者には、その審査において市民権テストが行われる。このテストは、英語試験（スピーチング、読解及び作文）と公民試験（歴史及び統治機構）の2つから成る。公民試験は1990年代初頭から行われ、連邦司法省移民帰化局（INS）による標準化された試験が2000年に初めて行われた。近年の公民試験には、2008年版と2020年版がある。2020年公民試験は、全128問からコンピュータによりランダムに選択された20問を試験官が口頭で質問、12問正答を合格ラインとし、第1期トランプ（Donald J. Trump）政権末期の2020年12月1日からバイデン（Joe Biden）政権初期の2021年4月30日まで実施された。これ以後2025年の更新までは、2008年公民試験が採用され、全100問から10問を出題、6問正答が合格ラインとされてきた。

2025年1月20日の就任式の後、トランプ大統領は大統領令第14161号を発出した（90 Fed. Reg. 8451）。これにより、国土安全保障長官等は、合法的な移民のアメリカへの同化を保障するために設計されたプログラムの妥当性を評価し、当該移民のアメリカ人としての自己認識、憲法への愛着を促すための追加措置の勧告を求められた。これを受け、市民権移民局（USCIS）は、2020年公民試験の内容を更新し、2025年公民試験として実施することとした（同年10月20日以降の国籍取得申請に適用。90 Fed. Reg. 45047）。2025年公民試験の出題数と合格ラインは、2020年公民試験と同じであるが、2020年公民試験が20問全ての実施を義務付けていたのに対し、2025年公民試験は、外国人の合格（20問中12問正答）又は不合格（20問中9問誤答）が決まるまで実施すればよいとされた。

海外立法情報課・中川 かおり

・<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-30/pdf/2025-02009.pdf>

【アメリカ】住宅ローンの申込みに関連した消費者のデータ共有を制限する連邦法

従来、公正信用情報法（15 U.S.C. §§ 1681-1681x）に基づき、消費者が、又は消費者に代わりローンの貸手（以下「事業者」）が、当該消費者の住宅ローンの申込みに関連して信用情報機関（CRA）に消費者信用報告書の発行を請求した場合には、事業者のローンの提供基準に合致し、ローン等に関心を有するという当該消費者のデータ（trigger leads. 以下「トリガー・リード」）を、CRA が他の事業者に販売することができた。その際、同法は、トリガー・リードを購入して消費者にローンの提案をする事業者に信用を供与することの確約を要求しており、マーケティング目的の購入を禁じていた。また、同法上、消費者は、トリガー・リードの購入者からのローンの提案の受信を拒否（opt out）できたが、この仕組みの認知度は低かった。従来は、この仕組みを前提に、トリガー・リードの購入を広範に認めるることは、市場参入が困難な中小の事業者の助けになり、より多くの事業者からの情報により消費者が条件の良いローンを選択できる等の理由から支持されてきた。しかし、近年、消費者とこれまで取引関係のなかった、幅広い第三者にトリガー・リードの購入を認めることによる、当該消費者のプライバシー侵害が懸念されるに至った。そこで、2025 年 9 月 5 日、事業者に「信用供与の確約」を要求する規定は維持しつつ、トリガー・リードの購入を、消費者とこれまでの取引関係がある次の事業者に制限する連邦法が制定された（PL119-36. 2026 年 3 月 4 日施行）。①消費者から消費者信用報告書にアクセスする権限を付与されている者、②消費者について現在の住宅ローンを組んだ者等、③預金保険制度（ペイオフ）の対象であり、かつ、消費者の預金口座を有する者等。

海外立法情報課・中川 かおり

・<https://www.congress.gov/119/plaws/publ36/PLAW-119publ36.pdf>

【カナダ】オンタリオ州の求人票に関する雇用基準法の改正及び施行規則の制定

オンタリオ州では、コロナ禍の 2021 年以降、労働環境の変化に対応し、労働者・求職者を保護するため、労働・雇用条件に関する法改正が頻繁に行われている。2026 年 1 月 1 日から施行された求人票に関する規制は、2000 年雇用基準法（S.O. 2000, c.41. 以下「法」）の改正（労働者のための労働 4 法（S.O. 2024, c.3. 2024 年 3 月 21 日裁可）、労働者のための労働 5 法（S.O. 2024, c.19. 同年 10 月 28 日裁可）及び労働者のための労働 7 法（S.O. 2025, c.13. 2025 年 11 月 27 日裁可））並びに施行規則「求人票に関する規則及び免除」（O. Reg. 476/24. 2024 年 11 月 29 日制定。以下「規則」）に基づく。今般の改正等は、（将来の求人用に人材を探すだけで）即時に採用しない求人票や非公開の採用慣行を規制し、求職者の労力やストレスを軽減するためとされる。

主な内容は次のとおりである。従業員数が 25 人以上の雇用主（規則第 1 条）が、公衆に広告される対外的な求人票（規則第 2 条）による求人を行う場合には、次の義務が課される。
(a) 所定の報酬額に関する記載義務（範囲を提示する場合は、年間 5 万カナダドル（1 カナダドルは約 110 円）以内とする。法第 8.2 条、規則第 4 条）、
(b) カナダでの就労経験を要する採用条件の禁止（法第 8.3 条）、
(c) 応募者の審査、評価又は選定に人工知能（AI）を使用する場合、その旨を明示する義務（法第 8.4 条）。
(c) の義務は、カナダの州で初めて規定されたという。）、
(d) 求人が現在空いている職位に関するものかを明示する義務（法第 8.5 条）、
(e)（最終の）面接日の後、45 日以内に、採用が決定されたかを応募者へ通知する義務（法第 8.6 条、規則第 5 条）等。

海外立法情報調査室・河合 美穂

・<https://www.ontario.ca/laws/statute/00e41>
・<https://www.ontario.ca/laws/regulation/r24476>

【イギリス】バス事業に関する法律の改正

イングランドのバス事業では、地方の交通管理局（以下「地方当局」）とバス事業者が、専用レーンの設定等による事業支援の見返りとして、路線、運航頻度等に関して一定の基準を満たすことに合意する「強化されたパートナーシップ契約（enhanced partnership）」を結ぶことが一般的である。一方、地方当局によるバス事業のフランチャイズ（路線、運行頻度、運賃を指定できる契約）は、ロンドン及びマンチェスターで導入され、成功している。

2025年10月27日、バス事業における地方当局の権限の強化を目的として、「2025年バス事業法」が制定された。本法律は、全42か条及び附則1編から成り、一部を除きイングランドのみに適用される。施行日は、制定日と同日、制定日から2か月後等とされた規定を除き、主務大臣の定める規則に委ねられている（第41条）。主な内容は、次のとおりである。

地方当局によるフランチャイズの迅速な導入を可能にするため、これまでロンドン、マンチェスター等の広域地方自治体の交通管理局を除き課されていたフランチャイズに関する主務大臣の同意要件を廃止する（第1条）。また、バス事業の廃止又は変更による影響を緩和するため、強化されたパートナーシップ契約において、地方当局が社会的に必要な地域サービス（通院、通学、通勤、買物などのために必要なバスの運行）を指定し、当該サービスをバス事業者が廃止し、又は変更する場合に適用される要件を定めることを義務付ける（第14条）。地方自治体によるバス会社の設立禁止規定を廃止し、バス事業の運営管理を可能にする（第22条）。一部の地方当局に認められていた、運賃不払、車内での反社会的行動等に対処するための細則の制定権限を全ての地方当局に付与する（第28条）。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/24>

【ドイツ】民事訴訟の全過程のオンライン化の試行に関する民事訴訟法の改正

ドイツにおいて、民事訴訟のオンライン化は部分的に進展しているが（本誌No.301-1, 2024.10, pp.18-19参照）、訴状の提出から判決の言渡しまでの全過程を通じてのオンライン化は実現していない。2025年11月13日、訴訟物の価額が少額である民事事件の訴訟手続について、全過程のオンライン化を試行するための民事訴訟法等の改正法案が、連邦議会で可決された。改正法は、同年12月22日に公布され、一部の規定を除き、その翌日に施行された。この改正により、民事訴訟法に全過程のオンライン化の試行に関する編（第12編：第1121～1136条）が追加された。10年を目途とした試行であるため、同編の規定は、2036年1月1日に削除される。

第12編の主な内容は次のとおりである（特記のない限り、条名は民事訴訟法のもの）。区裁判所（訴訟物の価額が少額である民事事件の第一審を管轄する裁判所）に提起された金銭支払請求に関する民事訴訟であって、その額が裁判所構成法第23条第1号に掲げる額（現在は5千ユーロ。1ユーロは約180円）を超えないもの（第1122条第2項）について、州政府が完全オンライン化の試行への参加を指定した区裁判所において、原告の希望に基づき訴訟の手続を全てオンラインで行うことを可能とすることとした（第1123条第1項）。裁判所が口頭弁論の実施を決定した場合（第1127条第1項。通常の訴訟では、実施が原則。裁判所の決定は不要。）、オンライン開催を義務付けた（同条第3項。通常の訴訟では、オンライン開催は裁判長の判断による。）。オンライン手続に使用する全国統一の通信用プラットフォーム（連邦司法省が開発する予定。）に関する規定が置かれた（第1131条）。試行結果は、法律の施行から2年後、4年後及び8年後の3回にわたって検証される（第1134条）。

海外立法情報課・山岡 規雄

・<https://www.recht.bund.de/bgbI/1/2025/349/VO.html>

【デンマーク】外国人の不動産取得等の規制に関するグリーンランド法の制定

2025年11月13日、グリーンランド議会は、外国人又は外国法人の不動産取得等を規制する法律案を可決した(2026年1月1日施行)。グリーンランドは、デンマーク王国の一部を成し、2009年のグリーンランド自治法に基づき、財産法の分野も含む広範な立法権を有する。

今回制定された「不動産の所有権又は使用権の取得に関するグリーンランド議会法」(全15か条)は、外国人又は外国法人の不動産の所有又は使用について、次のような条件を課した。外国人は、グリーンランドにおいて2年間継続的に住民登録を行い、納税している場合に限り、グリーンランドの不動産を所有し、又は使用する権利を取得できる(第4条)。外国法人に関しては、全資本が第4条の要件を満たす外国人により所有され、議決権が当該外国人により直接行使されている場合に限り、当該権利を取得できる(第6条)。ただし、グリーンランド政府の許可を得た場合には、上記の条件を満たさなくとも、当該権利の取得が認められる(第9条)。

グリーンランド政府の担当大臣は、この法律について、新空港の建設やトランプ(Donald J. Trump)米国大統領の領土的関心等により、グリーンランドへの関心が国際的に高まっており、それに伴う不動産取引における投機を抑止することが目的であると述べた。デンマーク本土では、既に外国人の不動産取得を規制する法律(LBK nr 265 af 21/03/2014)が制定されているが、この法律の第12条では、グリーンランドへの適用がないことが規定されている。なお、米国の地政学的関心に関連して、グリーンランドでは、2025年2月に、政治活動について外国からの資金提供を禁止する法律も制定されている。

海外立法情報課・山岡 規雄

- https://nalunaarutit.gl/groenlands-k-lovgivning/2025/inatsisartutlov-nr-78-af-21_11_2025?sc_lang=da
- https://nalunaarutit.gl/groenlands-k-lovgivning/2025/inatsisartutlov-nr-14-af-04_02_2025?sc_lang=da

【ロシア】10人以上の子を持つ母親への支援の拡充

1991年12月に国家が崩壊するまで、ソ連では、第二次世界大戦による人口の大幅な減少に伴い、10人以上の子を出産し育てた女性に「母親英雄」という称号を与え、様々な支援を行う制度が存在していた。2022年8月にロシアのプーチン(Vladimir Putin)大統領は、「母親英雄」制度を復活させるため、大統領令に署名を行った。これにより、10番目の子が1歳に達し、かつ他の子が生存している場合、その母親に一時金として100万ルーブル(約190万円)が支給されることになった。以上の支援を拡充するものとして、2025年11月28日、連邦法第435号「『母親英雄』の称号を授与された女性に対する社会保障の提供について」が制定され、2026年1月1日に施行された。今回の法改正により、「母親英雄」の称号を授与された女性には、様々な社会保障が提供される。具体的には、無料かつ優先的な医療機関の受診(第4条)、家賃や光熱費等の支払の免除(第5条)、公共交通機関の無料での利用(第6条)、毎月の現金給付(第10条。毎月約72,000ルーブル(約14万円)を基礎として、前年の消費者物価指数等により調整される。)等が定められた。また、「母親英雄」の称号を授与された女性が亡くなった際には、埋葬及び墓石の建立に要する費用が連邦予算から支出されることになる(第9条)。なお、2026年1月現在、ロシアでは約60名の女性に「母親英雄」の称号が授与されている。その中には、ロシア南部に位置するチェチェン共和国の首長であるラムザン・カディロフ(Ramzan Kadyrov)の4人の妻のうちの1人、メドニ・カディロワ(Medni Kadyrova)も含まれている。

海外立法情報課・堀田 主

- <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202511280098>
- <https://www.kommersant.ru/doc/5667532>

【韓国】釜山海洋首都移転機関支援に関する特別法の制定

2025年11月27日、韓国国会本会議において、「釜山（プサン）海洋首都移転機関支援に関する特別法案」が可決され、同年12月4日、同特別法（以下「釜山移転機関特別法」）が公布された（法律第21199号、一部条項を除き同日施行）。

2025年6月4日に発足した李在明（イ・ジェミョン）政権は、釜山広域市を将来的な北極海航路の活用を見据えた国際海運・港湾都市として発展させるため、世宗（セジョン）特別自治市にあった海洋水産部（部は日本の省に相当）の釜山移転を進めてきた。今回制定された釜山移転機関特別法は、同部及びその関連機関・企業の釜山移転を促進し、国家競争力を強化させることを目的としており、本則12か条及び附則から成る。概要は、次のとおりである。

国及び地方公共団体は、移転機関（海洋水産部及びその関連機関）及び移転企業（海洋首都釜山の創生のために移転する関連企業）に対する支援を通じて、移転先における高水準の交通、福祉、文化、教育等の定住環境を整備するとともに、必要な予算確保並びに関連施策の策定及び推進をしなければならない（第3条）。移転機関の長及び移転企業は、移転の規模、範囲、時期、費用の調達等に係る移転計画を策定しなければならない（第5条）。他方、釜山広域市長は、移転機関及びその職員への支援内容等を反映させた移転機関支援計画を策定する義務を有するほか、移転企業の支援計画を策定することができる（第6条）。また、国又は地方公共団体は、移転機関及び移転企業の事務所、移住職員の住居等に係る支援（第7条）、国有財産又は公有財産の賃貸料減免（第8条）、移住職員の定住（転居、子の転入学、住宅購入等）に係る支援（第9条～第11条）をすることができる。

海外立法情報課・藤原 夏人

・https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_U2H5O1Q1E0O4N1W4A2L9T4A6E9V4A1

【中国】外国の在外公館で雇用される中国国民の管理に関する国務院法規

中国に駐在する外国の外交・領事機関（以下「在外公館」）の増加に伴い、そこで雇用される中国人も増えている。これら中国籍被用者に対する管理業務の法治化の強化等のため、管理の基本制度等を定めた国務院行政法規として、2025年8月23日、駐中国外交・領事機関中国籍被用者管理条例が公布、2026年1月1日に施行された（中華人民共和国国務院令第815号）。

同条例は、全12か条から成る。在外公館の職務執行の便宜を図り、中国籍被用者（以下「被用者」）の合法的権利・利益を保護するため、対外関係法（本誌No.297-1, 2023.10, pp.24-25参照）に基づき制定される（第1条）。被用者とは、在外公館での業務に従事する中国公民（国民）をいう（第2条）。中国政府は、在外公館による被用者の雇用に便宜を与える。在外公館は、中国の法令を尊重し、被用者の合法的権利・利益を保障しなければならない（第3条）。在外公館による被用者の雇用については、統一的管理が実施される。外交部（外務省）が被用者の管理を指導・調整し、外事サービス主管組織（外交部が委託する組織及び省級政府の国際事務主管部門）が、被用者の管理を担当する（第4条）。在外公館は、被用者人材プラットフォームにより募集を行い（第5条）、所在地の外事サービス主管組織が指定する外事サービス機関と協定を締結し、被用者の権利保障、法律適用、紛争解決等の事項を明記する（第6条）。外事サービス機関が被用者と労働契約を締結した後、外事サービス主管組織が、被用者に雇用者証を発行する（第7条）。被用者は、国家の安全及び社会の公共の利益を損なう行為又は大使、領事等としての活動を行ってはならない（第8条）。本条例に定める手続を経ずに、中国公民は在外公館に雇用されてはならない（第10条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・https://www.gov.cn/gongbao/2025/issue_12306/202509/content_7042889.html

【中国】ネットワーク安全法の改正

ネットワーク安全法（サイバーセキュリティ法）は、2016年に制定され、2017年に施行されたネットワーク領域における基本法である。その後、2021年、データ安全法（本誌 No.289-1, 2021.10, pp.30-31 参照）、個人情報保護法（本誌 No.289-2, 2021.11, pp.8-9 参照）が制定されたほか、重要情報基盤設備（公共通信等の重要分野及び機能喪失時に国家安全等への影響が大きいネットワーク設備や情報システム）についても、国務院による行政法規が制定されている。これら関係法規との整合性を取り、併せて処罰を強化するため、2025年9月から、全国人民代表大会常務委員会での審議がなされ、同年10月28日、ネットワーク安全法の改正に関する同常務委員会の決定が公布、2026年1月1日に施行された（中華人民共和国主席令第61号）。

改正後の同法は、全7章81か条から成る。主な改正点としては、人工知能の基礎理論研究及びアルゴリズム等の基幹技術の研究開発等を支援する国の方針が明記された（第20条）。また、第6章の法的責任で定める処罰において、過料の額が大きく引き上げられ、特に、ネットワーク運営者及び重要情報基盤設備運営者の義務不履行により、重大なデータ漏えい、施設の機能喪失等の、ネットワークの安全に危害を及ぼす悪影響が重大又は特に重大であった場合に、当該運営者及びその責任者等をより高額の過料に処す規定（第61条）が新設された。

このほか、国外の組織、個人等への法的責任の追及について、旧法第75条では、中国の「重要情報基盤設備」に危害を及ぼす活動に従事した場合に行うと定めていたのに対し、改正後の同法では、中国の「ネットワークの安全」に危害を及ぼす活動に従事した場合と改められた（第77条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・http://www.npc.gov.cn/npc/c1773/c1848/c21114/wlaqfxz/wlaqfxz002/202511/t20251103_449242.html

【オーストラリア】不法船舶入国者の第三国への移送を促進するための移民法の改正

豪州では、有効なビザを有せず船舶により同国に入国した者（不法船舶入国者（以下「不法入国者」）。1958年移民法（以下「移民法」）第5AA条）は、強制収容され（第189条）、可能な限り速やかに送還され（第198条）、又は難民認定申請の審査等のため政府が指定した「地域審査国」に移送される（第198AD条）。不法入国者は、ビザ申請を無効とされ（第46A条）、豪州への定住はできない。

2024年12月、地域審査国に移送された者を第三国に移送できるようにするため移民法が改正され、「第三国受入協定」が新たに規定された。同協定は、豪州からの外国人（不法入国者）の移送、外国における受入れ及び継続的滞在に関する取決めであり、連邦政府が当該外国と締結する（第198AHB条）。連邦政府は、移送等に関連する行政行為に対して、移送等の手続を遅らせ、又は妨害するため、「自然的正義（natural justice）」に反することを理由に不服申立等が行われていることが同政府にとり多大な負担となっていることを問題視していた。自然的正義とは、ある者の権利や身分に影響を与える行政決定が行われた場合、その者に一定の手続上の権利を与えるというコモン・ロー上の原則で、「手続的公正（procedural fairness）」とも言われる。具体的には、不法入国者である移送対象者に意見を述べる機会を与えること等である。

2025年9月5日、移民法を改正するための法律が制定された（移民法改正に係る附則第1は翌月6日施行）。主な改正は、第198AHAA条の追加である。同条により、第三国受入協定の締結（第1項）や同協定に関連して行われた行為（第2項）に対し、自然的正義の原則が適用されないことが明確にされた。

海外立法情報調査室・内海 和美

・<https://www.legislation.gov.au/C2025A00042/asmade/text>

【オーストラリア】2025年豪州疾病管理センター法の制定

2022年4月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックへの連邦政府の対応を評価した「COVID-19に関する上院特別委員会最終報告書」が公表された。その中で、豪州のパンデミックへの備え、実務対応能力及び政府の全レベルにわたる連携の強化のため、「豪州疾病管理センター（Australian Centre for Disease Control）」（以下「CDC」）の設立が勧告された。

CDCの設立を求める声は、1987年の豪州疫学会などこれまで複数の団体からなされており、これらの動きや上記勧告等を受け、CDC（2024年1月1日に保健・高齢者介護省に暫定的に設置）に法的根拠を与えるための法律が、2025年11月10日に制定された（2026年1月1日施行）。同法は、全6章81か条から成る。主な内容は、次のとおりである。

①CDCの設立（第7条）並びに同所長及び同諮問委員会の役割：CDC所長は、公衆衛生に関する適切な専門知識、資格又は経験を有する者の中から主務大臣により任命され（第10条）、同大臣、他の大臣、州・準州政府等に対する公衆衛生上の助言、公衆衛生に関する情報の収集・分析、ガイドライン・報告書の作成、広報等を行う（第11条）。CDC諮問委員会は、CDC所長に公衆衛生に関する事項（第5条）やCDCの戦略的方向性及び優先事項について助言を行う（第27条）。②助言の透明性の確保：COVID-19パンデミック時に、信頼できる証拠に基づき助言が提供されたかについて懸念が寄せられたことから、政府等に対する助言の透明性を確保するための規定が置かれた。CDC所長は、最終的かつ確定的な助言と認定した助言を、当該助言の裏付けとなる情報、分析又は論拠とともに、認定後30日以内にCDCのウェブサイト上に公表しなければならない（第21条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・<https://www.legislation.gov.au/C2025A00061/asmade/text>